

○順天堂大学公的研究費による謝金支給要領

平成19年11月1日

(目的)

第1条 この要領は、公的研究費を財源として本学が支給する謝金(以下「謝金」という。)の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領に定める公的研究費とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 私立大学に対する国庫助成による研究費
- (2) 公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金

(支給対象者)

第3条 謝金の支給対象者は、本学専任有給教職員以外の者(以下「支給対象者」という。)とする。

(謝金の区分等)

第4条 謝金に係る業務内容及び単価等は、別表に定めるとおりとし、支給単価は基準額の範囲内とする。

2 支給対象者に対し、その業務遂行のため交通費・宿泊費等(以下「旅費相当額」という。)の支給が必要と認められる場合には、別に定める「順天堂大学公的研究費による旅費取扱要領」等に定める範囲内の旅費相当額を支給することができる。

(謝金の支給手続き)

第5条 謝金を伴う業務を支給対象者に実施させようとするときは、次号の定める手続きによる。

- (1) 業務に係る研究代表者等(以下「研究代表者」という。)の事前の承認を得て、当該業務を実施させること。
- (2) 研究代表者は、業務実施後、実施内容を確認のうえ、それらを証する書類を添付して謝金の請求を行うこと。

(補則)

第6条 その他この要領によることができない場合には、学長がこれを決定する。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年11月30日から適用する。

別表

謝金の金額は下記の単価表による。

| 業務内容 | 職種 | 対象期間 | 単位 | 摘要 |
|-----------------------------|-------|--------|----------|---|
| 定型的な業務を依頼する場合 | 医師 | 1日当たり | 14,100円 | 医師又は同等以上の者 |
| | 技術者 | | 7,800円 | 大学(短大を含む)卒業、専門技術を有する者又は同等以上の者 |
| | 研究補助者 | | 6,600円 | 上記以外の者 |
| 講演、討論等研究遂行のうえで、学会権威者を招聘する場合 | 教授 | 1時間当たり | 9,300円 | 教授又は同等以上の者 |
| | 准教授 | | 7,700円 | 准教授又は同等以上の者 |
| | 助教 | | 5,100円 | 助教又は同等以上の者 |
| 治験等のための研究協力者への謝金 | | 1回当たり | 1,000円程度 | 治験、アンケート記入などの研究協力者金については、協力内容(拘束時間等)を勘案し、社会的常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること なお、謝品をもって代用することも可(その場合は消耗品費として計上すること) |

その他の謝金

| 業務内容 | 単価 | 摘要 |
|-------------------|----------------------|----|
| 資料整理、実験補助等(研究室での研 | 1日当たり、概ね7,600円(1日の勤務 | |

| | | |
|--|--|--|
| 究補助) | 時間は概ね8時間として計算) | |
| アンケートの配布・回収資料収集(旅行を伴うもの) | 1日当たり、概ね7,600円＋旅行に要した実費 | |
| 翻訳・校閲(本業としない者に依頼した場合) | 翻訳—日本語400字当たり、概ね4,800円 校閲—外国語300語当たり、概ね2,600円 | |
| 知識の提供者や研究遂行に当たっての協力者に謝礼を支払う場合(講演・報告・専門知識提供の謝金) | シンポジウム・フォーラム・研究会等の報告謝金・専門知識の提供者への謝金・寺社仏閣等各種の施設にて資料の閲覧や提供を受けた場合の謝金等は、先方の労力、費用、先方との関係等を考慮のうえ、支出の要否・金額の妥当性を判断する。そのため運用の便宜上の目安として「1件50,000円」を上限と定め、研究代表者が個別に判断することとする。 | |

(注) 上記単価は、原則として源泉徴収前の金額(源泉徴収税額を含む金額)とする。